

平成 18 年第 6 回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成 18 年 12 月 19 日（火）午前 10 時～

場 所：石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

事務局出席者：14 名

銚井部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、鎌田課長、赤間課長、開発主査、小柳主査、天池主査、武藤主査、宮原主査、勝又技師、鈴木技師、佐藤主事

委員出席者：12 名

余湖 典昭、菅野 勲、佐藤 雅代、荒澤 宏、三國 哲男、土門 隆一、石川 国弘、安藤 牧子、伊関 史子、眞柄 泰基、小笠原 紘一、松井 隆文

傍 聴 者：11 名

議 事：(1) 石狩市浜益区簡易水道事業の再評価について（答申）

(2) 第三者委託の経過報告について

(3) その他

配 布 資 料：別添のとおり

記

伊藤課長 おはようございます。時間になりましたので、ただ今より平成 18 年第 6 回石狩市水道事業運営委員会を開催致します。なお、堂柿委員、永井特別委員につきましては公務のため欠席ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。それでは開会にあたりまして、水道部長の銚井よりご挨拶申し上げます。

銚井部長 おはようございます。大変お忙しい中をご参集頂きまして誠にありがとうございます。本日の議題と致しましては「石狩市浜益区簡易水道の事業再評価」及び「水道法に基づく第三者委託」についてであります。最初にお断わりをしなければなりません。

既に 8 月 24 日付けで当委員会へ諮問しております「第三者委託」について、これまでの概要についてご説明を申し上げたいと思います。

第三者委託については、水道事業者と致しまして、昨年の 2 月以来、様々な検討をしてまいりました。本市水道事業の今後のあり方を考えた時に、より効率的な事業経営を目指す必要があるということから、従前の経営に民間的経営手法である第三者委託について検証することが有効であると判断致し、市水道ビジョンにおける指針等を検討致しましたけれども、こういった経緯を踏まえまして諮問した次第であります。しかしながら前回の委員会で委員の皆様方からお寄せ頂いたご意見に答えるためには、より広角的な視点での検討を加えるということが適当であるという判断を致しました。

当初の説明手順では水道ビジョンの中では明記しておりましたが、フローに沿って行うということをご想定しておりました。ただ先ほど申し上げましたように、委員の皆様のご意見等の要請に答えるには多くの時間を要するという結果になりました。

そのようなことから、10 月に会議の開催案内をしながら、延期の事態ということになりましたことにつきましては、誠に遺憾であり、恐縮に存じております。

このことの要因には、市側から見た時に、集中改革プランに方向付けたように行政システムを大きく変えようとするあまり、市と水道事業が同じ方向に向けさせるか否かの議論を十分せず委員会へお諮りしたことによるかと考えます。

いわば、一般会計部局が財政再建問題のピークを向かえる平成 20 年度を目途に進めている改革スピードと水道部の第三者委託のスピードが自ずと合わなくなってきたといえます。このようなことから、改めて仕切り直してご説明をする必要があるという事態となりました。

以上のことを踏まえまして、水道事業者にあっての現状と課題及び「第三者委託とは如何なるものか」から再度、委員の皆様にご検討頂きたいと考えております。それでは、本日のご審議をよろしくお願い致します。

伊藤課長 続きまして、余湖典昭会長様よりご挨拶を頂きたいと思ひます。
余湖会長 皆様おはようございます。寒い中、朝早くからお集まり頂きまして、ありがとうございます。今日は午前中ということで、お昼までには終了を予定しております。それでは早速議事に入りたいと思ひます。事務局、願ひします。

伊藤課長 それでは最初に、「石狩市浜益区簡易水道事業の再評価」につきまして、浜益支所建設水道課長の赤間よりご説明申し上げます。
赤間課長 「浜益区簡易水道基幹改良事業の再評価」の答申に至るまでの経過についてご説明させて頂きます。
基幹改良事業につきましては、平成 13 年度から国庫補助事業の採択を受け石綿セメント管を主体とした老朽管の更新を進め、平成 20 年度に完了する予定になっております。
本事業は国庫補助事業の採択後、5 年を経過しておりますことから、国の再評価基準に基づき事業採択後の社会情勢などの変化、事業採択後の進捗状況、コスト縮減及び代替案の可能性、費用対効果等の再評価を行いました。その評価結果について、本年 8 月 24 日開催の第 5 回水道事業運営委員会に諮問しご審議を頂き、本事業を継続して実施することが妥当であるとのご判断を頂いた処でございます。ご答申について、よろしく願ひ致します。以上でございます。

余湖会長 どうもありがとうございました。今事務局の方から経過のご説明がりましたが、一応前回、第 5 回の当委員会において、事業継続ということで、いわゆる配水管、老配水管の非常に水漏れが激しい浜益地区で、その管を取り替えるという工事です。特に異論なく認められたということで、その経過について何かご質問、ご意見等ございませんか。なければ事務局、願ひします。

赤間課長 それでは、石狩市浜益区簡易水道「基幹改良事業の再評価」について
(答申案)平成 18 年 8 月 24 日付け石浜建水第 56 号で諮問のあった、石狩市浜益区簡易水道「基幹改良事業の再評価」について、審議を行った。災害に強い地域社会の形成と、市民生活に必要な水量の確保及び水道事業の円滑な運営を図るために、本事業を継続して実施することが妥当であると判断致します。

余湖会長 ちょっと簡単に説明して頂けますか。これ前に出ていましたね同じものが。
赤間課長 第三者の評価結果の評価理由については、今回追加致しました。
余湖会長 詳細については、この前説明があったと思ひますが、2 ページ目に評価内容が 4 点書いておられて、左下の評価の所に継続というところが 2 ヶ所あります。改めてご確認頂いて何かご質問、ご意見ございますでしょうか。ご意見も無いようですので、この答申については提案通りお認め頂いたということでよろしいですね。どうもありがとうございました。

伊藤課長 それでは「石狩市浜益区簡易水道事業の再評価」につきまして、石狩市水道事業運営委員会より答申をお願い致します。
余湖会長 文章は先ほど事務局の方で、お読み頂きましたので、答申文をお渡しします。
銚井部長 どうもありがとうございます。
余湖会長 以上で、今日の 事業再評価の答申についての審議は、終了となります。次に、二番目として第三者委託の経過報告ということで、先ほど水道部長からお話がありましたが、改めて仕切り直して審議ということになります。ちょっと時間が空いたということでその経過説明、それと 8 月に浜益に見学に行かれた時の意見交換会、私は欠席しましたがそれから前回の委員会で何点か意見を伺っているということで、その時に出された意見に対する事務局の説明、多少時間があれば本番の審議資料作成に向けてご意見を頂ければと思ひます。それでは事務局、願ひします。

開発主査 おはようございます。水道部業務課総務営業担当の開発と申します。よろしく願ひ致します。ただ今、余湖会長様から、第三者委託に係る今日までの経過についてということでありますので、その件につきまして報告を行わせて頂きます。
第三者委託に係る当委員会の審議につきましては、市水道ビジョンにおける水道の運営基盤の強化並びに顧客サービスの向上を具体的に実現させるため、市民参加条例に基づき市民意見を反映させるべく、8 月 24 日開催の当委員会に諮問を行ったところであります。

その際の審議においては、市の財政状況、水道事業会計の概要、第三者委託を検討する理由、更には第三者委託制度の概要につきまして、説明を行いました。が、「第三者委託における水道部のスタンスが明確でない」、「各段階別の資料提出では全体像を描ききれない」といったご意見やご提言等がありましたことから、審議に必要な資料作成の必要性が生じたところであります。

現在、水道部としては、第三者委託に係る様々なテーマ・議題、例えば水道経営に関する改正法令の取扱い、水道会計の現状と第三者委託へ見直した場合の将来の財政シミュレーション、それらを踏まえたコスト比較、更には水道部が想定している委託対象施設やその業務範囲などについて、資料の精査に努めております。なお、本日の審議につきましては、8月1日に厚田・浜益の浄水施設の視察、同24日開催の当委員会での委員の方から第三者委託についてのご質問等がありましたので、その意見・提言について私どもの考え・回答を予定しております。

それでは資料に基づき、ご説明をさせていただきます。お手元に「意見に対する回答」A4版の資料、それともう一種類、「補足資料」の二種類を用意致しましたので、これらの資料に沿って説明を行います。

質問項目は全部で19項目ございます。まず1番目、「一般会計から水道会計への繰入金の見通しはどうか」という意見がございました。この意見に対する水道部の考えは、総務省繰入金に基づき補助金、出資金が繰り入れられており、この件については市の総合計画の重点施策への位置付けがなされるとの認識を持っております。今後、平成25年度からの用水供給開始に向けた西部企業団への出資金、並びに主として配水管等の整備をしなければならないことから、出資金等の増大が予定されており、繰入額は年平均で5億円から7億円前後の見込みです。補足資料-1では、平成10年度から18年度までの繰入金の状況を示しております。概ね3億円から5億円前後で推移しておりますが、平成19年度から同26年度までの見込みは、ただ今申しましたとおり西部企業団や市出資金等の増加があることから5億円から7億円となっております。

なお、市総合計画については、平成19年3月の石狩市議会第1回定例会で議決となりますと、正式に市の施策に位置付けられることから、繰入額は確保されるものと私どもは考えております。

続きまして2番目の、「水道会計は独立採算制なので独自色を出したらどうなのか」ということですが、ご指摘のとおり水道会計は確かに独立採算ではありますが、一般会計からの繰り入れなくして水道会計は成り立たないことは、先ほどの補足資料-1から明らかとなっております。なお水道会計独自の職員採用については、市の職員採用は市長部局で採用し、水道部へ出向といった形で人事配置がなされていること、また財政状況を考慮すると職員採用は非常に厳しく難しいと言わざるを得ません。

次に3番目、「市役所内部の人事異動、OBを再雇用して難局を乗り切る、又は民間との人事交流により浄配水場の運転管理への対応をしてはどうか」というご意見・ご提言がありました。人事異動、あるいはOBを再雇用してはどうかという問いに関しましては、現時点ではその対象者数はごく小数に限られていること、また民間との人事交流については、給与体系や人事全般の総合的な見直しが必要であることなど、解決しなければならない課題が多々あることから、その実現は難しいと判断しております。

次に質問事項、4番目の、「第三者委託における市の集中改革プランと市水道ビジョンとの関係」についてです。市集中改革プランは本年3月に、市水道ビジョンは8月に策定をしております。市集中改革プランでは、今後の水道事業を事務事業内容の精査を行い効率的な経営を推進するために、現状の浄配水場の管理委託を民間的経営手法の一環である「第三者委託を推進する」旨を明記しております。本件については同プランを水道ビジョンへ位置付けをする必要があることから、同ビジョンでの「将来にわたり持続可能な水道経営の基盤強化、そのために現行運営体制を見直し民間への積極的な業務委託の範囲とか手法を併せた第三者委託の導入の調査・研究をすべき」というガイドライン、指針を記述したものであります。

次に5番目、「第三者委託について、水道事業者のスタンスが明確でない」とのご指摘

がございました。この件につきましては、市の財政状況、水道会計の将来の見通し、浄水技術職員の確保、将来を見据えた確固たる財政的・技術的基盤の確保は喫緊の課題であるとの認識を水道部は持っており、平成14年4月の改正水道法の施行を契機に、市水道事業者は第三者委託について諮問を致しました。

次に6番目、「現行の業務委託内容の見直しでコスト縮減は図られるのではないかと」というご提言がございました。現在の水道事業は、業務の委託により職員の削減やコスト縮減に努めてはいますが、現行の業務委託は仕様書に基づく委託内容であることから受託者の自由度は限定され、責任の所在も不明確であるなど受託者側の創意工夫を反映出来る余地が少ないという現実があります。補足資料-2に、現行の発注方式である「仕様発注」の内容を記載していますが、この発注方式と違う、「性能発注」の内容も併せて掲載しております。これは、民間企業の役割・委託業務の範囲・契約年数・遂行時における自由度・責任分担・維持管理業務の効率化に向けた意識の向上などの視点から仕様発注との相違を示しており、この「性能発注」方式の採用により、浄水場施設の運転管理業務の効率化とコスト縮減は可能である、との判断を私どもは持っております。

7番目、「地下水を水源としている道内水道事業者の把握に努めるべき」とのご提言についてです。平成16年度の水道統計においては、道内で浅井戸・深井戸を有している上水道事業者は17あり、その内、私どもと同様、取水量の大半を浅井戸・深井戸に求めている事業者は、浦河町、静内町、道南の八雲町・長万部町となっています。本市の水源の80%を地下水に依存している現状を踏まえ、後ほど説明を致しますが、第三者委託における受託事業者の応募要件の1つに「地下水又は表流水の浄水処理実績のあること」を応募要件の1つとしております。

次に8番目、「委託予定浄配水場の修繕範囲とその経費負担区分の考え方」についてです。市水道事業者及び受託者のどちらも修繕工事を行います。その修繕区分については、市水道事業者は修繕計画に基づいた修繕工事を、これ以外の緊急修繕などは、市民サービスの維持・向上の側面から初期対応を速やかに行う必要性を考慮し、一定額を委託に含めるということを想定しており、補足資料-4の支出区分によることを想定しています。設備・機器などの軽微な修繕は受託者に、それ以外は市水道事業者が対応する、との区分で迅速な対処に努めてまいります。

次に9番目、前回の委員会審議でもございましたが、「本市が想定している第三者委託の範囲について」というご意見についてです。これにつきましては補足資料-5をご覧ください。図では赤枠、井戸・導水管・浄水場・配水場・送水管、法令に基づいた委託の範囲とし、緑の枠、配水管・末端水質検査や配水管洗管業務も委託する、包括委託を想定しております。これらにつきましては法的責任を市水道事業者に残したままの委託を考えております。委託業務につきましては補足資料-6に掲載しており、水源管理、浄水場運転管理、保守点検・維持管理、水質管理、薬品貯蔵管理、管理業務があります。

余湖会長

ちょっと申し上げれば良かったんですが、今9番まで取り合えず、前回の委員会あるいは全体視察の時に、委員の皆さんから頂いた質問に対する答え、ある意味で復習でして、今日は本番の議論はあまりするつもりはございませんが、一応皆さんに思い出して頂きたいということ、今日はまだ全体の資料がありませんので、断片的な質問に対しての答えなので中々、分かりにくい面はあろうかと思いますが、それは承知の上で出しております。

前回の委員会の中で、第三者委託をする方向は決まっているのか、というご質問があったように思いますし、多分何人かの委員の方もそういうような感覚を持たれたのではないかと、特に質問の4番目、市の集中改革プランの中には、「第三者委託を推進する」というような箇所が、十何箇所書いてありまして、大体どういうことなんだろうという疑問を皆さん持たれたと思います。実はその辺のこともありまして、市長とお話しをする機会があり、市としては何が何でも第三者委託をやるのかということをお聞きしました。それに対して、決してそうではなくて、時間を掛けて十分議論をして欲しいと、特に市民の委員の方々の理解を得て欲しいということ、市長は繰り返し強調されておりました。そういった意味で必要以上に時間を掛けるのはあまり好きではありませんが、一度きちんと特に市民の方々これからこういうことが多くなっていくと、もっといろんな議論が出てく

るでしょうから、そういうものに耐えられるような議論をして市民の理解を頂くということが、この委員会の責務であろうかと。従って今日多分、市民委員の方々はこの資料だけでは分かりにくい面もあるかと思いますが、こういう考え方に対する説明の中身だとか、これではわからんだとかですね、そういうようなことをこの場で指摘して頂ければ、次回以降キチンとした、なるべく分厚くなく、まとまりのいい資料を事務局が準備して頂けると思うので、それを作成する上での貴重な情報となるとと思います。ご遠慮なくご質問・ご意見を伺いたいと思っております。ちょっと経過を含めてお話しを致しました。まず1番から9番までの中でご質問・ご意見あれば、お願い致します。無いようなので先に進みましょうか。又、後から前に戻っても結構ですのでご質問、お願いします。

開発主査

2ページ目の10番目、「業務受託者の応募要件や選定方法について」というご意見がございました。これに対する水道事業者の考えとして、5つの応募要件を設定しています。

まず、受託水道業務技術管理者、これは法律で設置することが求められておりますのでまず配置をすること、また必要な資格者・実務経験者を確保していることや緊急時の支援体制が構築されていることが要件となっております。その他に、法定業務委託又は本業務の内容に類似した業務の受託実績があること、更に地下水・表流水を水源とした浄水処理業務の実績があること、こちらの方は先ほど説明致しました。また市の契約規則に基づき競争入札資格者名簿に登録をしていること、最後に北海道内に本店、支店を置き且つ契約後に石狩市内に営業所を置く、という5つの要件を考えております。なお受託者の選定方法については、浄水場の運転管理や水質管理等の高い技術力が必要となることから、委託料だけに固執するのではなく、事業者の提案の質・内容を評価項目に加えた業者選定を行う「総合評価一般競争入札」の採用を考えております。

11番目、「簡易水道事業の第三者委託の見直し」ですが、簡易水道事業、これは旧浜益村・旧厚田村の水道事業のことをいいますが、合併協議時において、合併後5年を目処に会計、これは今、簡易水道は特別会計ですが、こちらの方を企業会計に統合する、また簡易水道事業を上水道事業に統合することとしています。これらを総合的に考えますと、まず上水道業務の第三者委託を行った後に、簡易水道業務の第三者委託を検討する、との方針であります。

次に12番目、「平成25年度から用水供給の変更に伴い、市役所の組織体制や業務内容の見直しが生じると思うが、それに対する水道部の対応方針と、業務受託者の言いなりというか、受託者側の意のままになる可能性はないのか」というご意見がございました。補足資料-7をご覧ください。平成25年度、西部企業団からの用水供給の開始、また第三者委託の導入に伴う水道部の組織体制の見込みを示しています。組織体制については、平成19年度は18年度と同様の体制となりますが、今回、当委員会の審議において平成20年度から仮に第三者委託を導入するとした場合、まず浄水場組織を廃止します。現在、浄水場には職員を5名配置していますが、その内2名を水道部工務課に異動し、残り3名は水道部の他の部署へ配置する予定であります。なお、職員の異動については年次別の業務量の増減に応じ職員数も増減する、という考え方に基づいています。それから「業務受託者の言いなりといえますか、委託年数の経過とともに市水道事業者は言うべきことを受託者に言えるのか」とのご意見については、受託者と契約締結後に業務遂行に係る実施計画書を水道部に提出して頂きますが、浄配水場施設の運転管理を忠実・確実に遂行していくことを当然、契約約款で定めます。不適切な業務内容や不誠実な対応などがあつた場合は是正措置を講じるなどし、業務の監視、指導、監督に努めます。平成25年度以降の業務内容につきましても、浄水処理が不要となります。すなわち浄水場を委託する必要が生じないことから、委託業務内容も大幅に変更となります。今後は配水管あるいは給水装置の委託を含め検討をしてまいります。

それから13番目、「現行の経営体制を維持した場合と第三者委託によるコスト対比」についてです。補足資料-8に具体的な経費を記載しています。水道部は民間事業者17社に業務委託内容についての見積りを依頼しました。その見積額との比較では、最高で約14.4%、縮減額では約2,920万円の縮減効果が、平均見積額では同9.1%、同1,860万円の効果がそれぞれ見込まれています。更に第三者委託を導入することにより浄水技術者が確保出来

るので適正な水道管理の堅持や、緊急時・事故時の際、関連企業によるネットワークの確立で減断水のリスク軽減が図られ、市民サービスの向上にも繋がるものと考えております。

14番・15番目、「委託後の監視体制の強化が必要ではないか、もし強化するとすれば、複数監督制を要するのではないか、また水道部の技術職員の人員確保がままならないのであれば、外部監視機関の設置を考えてはどうか」というご意見・ご提言がありました。当然、市水道事業者として監視体制やその手法については、水道利用者に対する水道サービス堅持の視点から重要視しています。この件については先ほど触れた処ではありますが、監視体制のあり方について、水道部としては、浄配水場の運転管理業務のノウハウを現浄水場職員が有していることから当分の間、浄水場に従事していた職員2名を工務課に監視要員として固定配置し、他の工務課職員とともに監視、指導、監督などの業務に従事させる、という方針であります。具体的には、補足資料-10のとおり、受託事業者から業務遂行者に日報、月報、年報など運転管理の実態を表した書類の提出があります。その書類のチェックとともに、水道部職員が浄配水場の施設を、抜打ちで又は定期的な監視により、用水供給が確保されるよう努めます。なお、監視体制の今後の見通しは、第三者機関を設置し当該機関による業務の監視を検討しなければならないと考えています。

次は16番目、「緊急時における支援体制の具体例の把握」についてです。予期せぬ様々な事象、自然災害や事故などにより水道施設への被害、減断水などありますが、今回、第三者委託の導入で、このような事態が発生しても緊急支援ネットワークが構築されていることから、水道サービスの低下を招くことはないと判断しております。

17番・18番目、リスクについてのご意見です。「水道部と業務受託者が想定し得ないような事故、色々なリスクがある。そのリスク分担について協議すべきではないか。また、不可抗力リスクについては契約約款等で明らかにすべき」というご意見・ご提言がございました。リスク分担について、浄配水場の運転管理上の責任については当然、業務受託者が負い、市水道事業者が責任を負うべき合理的な理由がある内容は、受託者と協議を踏まえ水道事業者が責任を負うことを想定しております。なお、不可抗力のリスク分担については、市水道事業者と業務受託者双方の責めに帰ることが出来ないということを考慮する必要があり、履行不能、業務実施のために費用が生じた、こういった際の負担のあり方につきましては、双方の協議により調整をさせていただきます。しかしながら、基本的には市水道事業者が負担するとの考えを持っております。

ご意見・ご提言の最後の19番目、「リスク管理と危機管理を明確にしてトラブル防止に努めるべき」という点についてです。水道利用者に対し、水道サービスに多大な影響を与えぬよう市水道事業者と受託者間で委託業務の履行上、事前にリスク分担、責任分担を明確に契約約款などに定めて置くことは当然です。11頁記載のとおり、リスク管理や危機管理については、双方で十分な協議を行い、水道利用者へのサービス向上に努めてまいります。

以上です。

余湖会長

どうもありがとうございました。今まで委員会とか意見交換会などの場で出た質問について、お答えになりました。これに限らずどんな事でも結構ですが、ご質問・ご意見をお願い致します。時間が十分あります。折角の機会です。

ちょっと私から1つ、いいですか。13番の処でコスト縮減、多分、事前に民間業者から情報を集め調べられたことと思いますが、資料-7の一番下に、浄水場は平成20年度から委託した場合の職員数がですね、民間委託した時のコスト縮減額の中には、この人件費の減った分というのは出てこないんですか。人件費の分、縮減率をどのように考えたらいいのですか。

開発主査

一般的なコスト縮減の概念図を補足資料-3として用意させていただきました。現状は仕様発注により浄水場の運転管理などを委託していますが、市水道事業者が目指す委託形態は性能発注で、この方式への変更で運転管理やユーティリティー(電力・薬品など)管理など一括して委託することでコスト縮減効果を期待することが出来ると考えております。平成20年度においては、24名体制から21名体制へと4名減員となり、職員数減に伴う人件費のコスト縮減はあります。

余湖会長 今の答えでは分からないですね。

伊藤課長 資料 - 8 の委託の中には、当然、委託した後の人件費削減相当分が含まれた数値で比較をさせて頂いております。

余湖委員 つまり 25 名から 21 名へと 4 名減っている。その人件費の分もこの 2,900 万円、平均して 1,800 万円に入っている、ということですか。それならもっと大きくなっていく気がしますが。

佐藤委員 今の点、併せてお聞きしたいんですけども、浄水場職員 5 名から 0 にという形で、但し水道部内に監視要員用に、2 名と 3 名を配置するという書き方をされてます。その人達の人件費はこの民間事業者からの参考見積り額には入っていないですよ。その職員の方の人件費というのは、引き続き水道部なり、石狩市なりで負担をしていくと考えていいのですか。

伊藤課長 浄水場から 5 名引き上げて、2 名は水道部工務課に監視要員ということで監視業務などに従事しますので、当然、人件費は水道会計で見ます。但し残りの 3 名分につきましては、水道部内ではありますが一般会計の中で人件費をみることで考えています。

佐藤委員 第三者委託の監視要員 2 名については、民間業者からの参考見積り額の中に含まれていると考えてよろしいのですか。

伊藤課長 民間事業者の見積りの中には入っておりません。

余湖会長 つまり 25 とか 21 という数字、これは全部水道事業で給料を払うということですか。

ちょっとわかりにくいのは、縮減額といった時に職員数も減るわけですから、キチンと分けて話しをして頂いた方が理解出来ると思います。他にご質問ございませんか。なんでも結構です。

安藤委員 佐藤委員と重複するかと思うんですが、先ほどからお話しを伺っていると、監視体制に人員を要し、これも監視の一環でしょうけれども、いろいろな書類を作成するという労力、それでもなお且つ民間委託して、本当に縮減出来るのかと。そうだとすれば民間の方は物凄く安く使われることにはなりませんか。実際これだけのお仕事を、業者の方々は何人で請け負うのでしょうか。

開発主査 人件費は事業を運営していく上で多大な経費を要します。従いまして民間の業者は極力、人件費分を圧縮し業務の効率的な運用を心掛けようとしています。業務委託に係る契約約款あるいは業務委託要求水準書の中で、有資格者・実務経験の豊富な人材を確保している、そのような視点から、委託する際にはある程度の人数の担保は想定をしております。ただ、民間業者からの見積りは、各民間業者の経営方針により、一概に何人を採用して人件費がいくらという数字では提出を受けておりません。

余湖会長 お分かり頂けましたか。

安藤委員 ということは、そういう体制で今までも可能だったということなのではないですか。今まで合理化というか、効率的にやってこなかったことがこういうことになるのではないかと思うのですが。

伊藤課長 まず、人数の件については、現状は職員が 5 名、嘱託職員が 1 名、民間の委託職員が 7 名の 13 名体制で運転管理などを行っております。今回の民間事業者からの見積りでは平均で、7 名から 8 名の内訳で見積りを頂いた状況にあります。また、費用の面に関しましては、当然、市の職員の分につきましては、年齢構成が非常に高い状況にあり、以前にも平均 49 歳というご説明をさせて頂いております。従いまして、それに伴う人件費分と今回見積りを頂いている人事配置分での賃金差が、思いの外、出てるという理解をしています。

安藤委員 そういうことなら、少し分かりますが、年齢構成が高いということで、多分あっているのかと。

余湖会長 多分、安藤委員が言われたことは、民間委託するということは、人員削減ということが当然あって、コスト削減ということがある。そこがこの資料ではハッキリしないのかなと。

それと平成 25 年には西部企業団が動き出すと、3 名職員が増える、これがちょっと議論を呼ぶ処なのかなと。この辺ちょっと補足して頂けますか。

伊藤課長 前回お示しをしている、平成 25 年度以降の人事配置等に関しましては、平成 13 年に石狩西部企業団の中で、今後の企業団の浄水場の維持管理をどのようにするか、という論議が

されてございます。構成団体の中で合意がされているのは、その当時の論議では基本的に各構成団体から職員を派遣し、企業団の浄水場を管理運営をしていく、という方向性で合意をしております。この点につきましては、現在、企業団で進められております、浄水場の維持管理等に関して、どのようにしていくかということの結論が出ていない状況であることから、今回の資料としましては、平成 25 年度以降は、平成 13 年当時の合意を踏まえ石狩市としては職員 3 名を派遣をする、という職員体制の下で資料に掲載しております。

余湖会長
菅野委員

他にありますか。

10 番目に、業務委託に係わる応募要件が 5 つの項目に分けてあります。水道業務技術管理者を配置する、これは当然ですが、実務経験者の確保だとか、法定の業務の類似した事業の受託実績があるなど、ハードルが高いような印象を持ちますが、このハードルをクリア出来る民間業者は、現実に数多くあるんですか。

伊藤課長

今の菅野委員のご質問ですが、我々が想定をしておりますのは、水道技術管理者については必須ですが、その他、担当技術者につきましても、出来れば専門教育を受けた者、若しくは浄水処理の実績が 3 年以上にわたっていることを想定しています。事前の市場調査においては、今応募の意思がある民間業者は、これらの条件はクリアー出来ている状況にございます。

余湖会長
安藤委員

他にいかがでしょうか。

民間業者のことは、全然分からないですけれども、今まで第三者委託ということがほとんど無かったにもかかわらず、民間業者がどういう場で腕を磨いてらしたのかなと思うんです。非常に単純な質問かもしれませんが、素朴な疑問としてあります。

余湖会長
伊藤課長

新しい制度ですから、そういう業者が沢山いるかどうかというのは心配ですよね。

まず、第三者委託につきましては、平成 17 年度末で全国で 14 箇所ございます。その他に簡易水道事業の第三者委託を含めて 60 箇所ございます。各々、浄水場の運転管理を行っている民間業者が今回、手を挙げていているという状況です。

余湖会長

こういう包括委託の形にはなっていないのだけれども、小さな浄水場だと、実質かなり委託されている浄水場があるわけですね、地方では。それが今、制度が変わってこういう形になるので、ある意味でそういう技術屋さんの下地はある、ただ、それが包括委託になると、リスク分担も含めて新しいシステムを作らなくてはならない。他にいかがでしょうか。

小笠原委員

資料の 8 番、見積りの件ですが、水道会計全体から見た時に第三者委託をしたら、最高でおおよそ 2,900 万円削減出来ると考えていいんですか。

伊藤課長

小笠原委員のご質問ですが、この部分については「浄水場に関わる費用」ということで、比較した時の数値ということになっています。

小笠原委員

水道事業会計のトータルありますよね。第三者委託した時の経費削減というのは 2,900 万円でもいいんですね。

伊藤課長

そうでございます。

小笠原委員

その定義が。

余湖会長

しっかりしてもらわないと。

伊藤課長

申し訳ございません。第三者委託による水道会計全体の費用については、平成 20 年度では、例えば西部企業団から用水供給を受けるための工事等の部門に伴いまして人件費等も増えるということも含めて、全体でみますと、1,520 万円、縮減率では 1.1%、最終年度の 24 年度でいきますと、3,122 万 9 千円、2.1%となります。

余湖会長

その数字は何ですか。

小笠原委員

単純に、水道事業会計の年間予算がありますよね、何十億かありますよね、第三者委託を導入することで経費削減というのは何十億かの 2,900 万円と考えていいんですね。

眞柄委員

資料 - 7 で、平成 20 年でいうと、「新港中央配水場建設工事に係る設計監督業務」、これは西部企業団側の工事、そのために 1 人増やす、それは浄水場にいる 5 人の中から配置転換はしないということですね、伺っていると。だから浄水場分で実質 2,900 万円減るけれども、職員が増えることもあるから、水道会計全体としては 1,500 万円程度の減になるということですね。

銚井部長

会計の仕組みとして収益的な会計の部分と、資本的な会計の部分があり、今、伊藤から

説明したのは、両方の会計の全体の中での話しですので、眞柄委員がおっしゃった、工事絡みの経費というのは、資本的な経費の部分を指しておられます。その辺はもう少し詳細な資料が無いと中々説明しましても、理解されにくいのかなと。

眞柄委員

結局、3条・4条の関係をはつきり分けて整理をし、その上で、市民が分かり易いように、水道の決算としていくらになるかということを出して頂かないと市民の方々には分からない。

いわゆる資本的収支で、現在、建設工事に着手している部分はその工事が終われば人員は要らなくなるわけですね、先ほどどなたかがおっしゃったんですが、資料-7にも書いてあるんですが、例えば平成20年に、さっきの新港中央配水場の増員を行い、25年に職員が減る、と書いてあるんですよ。可能なら表-7の人員配置だってダイナミックに増やしたり、減らしたり出来るわけです。それは地方公務員という立場で採用されている職員は、そんなふうには出来ないわけですから、そういう制約があるということをやちゃんと説明をして頂かないと、市民の方々には中々理解出来ない。ということなので、本格的にこの事柄について議論をする時には、やはりそこら辺りまで、資料を準備して頂き、説明をして頂かないと理解されにくい部分がある。ついでに申し上げますが、資料-5の浄水場関係の第三者委託は分かりませんが、末端水質検査業務と配水管洗浄、これは別途委託を出すわけですね、それ以外に委託に出している水道部の業務として、検針は外部に出していますよね。

伊藤課長

眞柄委員

はい、出しています。

もう既に委託業務は検針に出してるんだと、どの部分は局の中で抱え込んでるんだと、今日はあれですけども、いずれ議論する時には、その部分はやはり出して説明をして頂いた方が、いいんじゃないかと思えます。それから資料-6の業務委託範囲ですが、業務委託範囲で実際に浄水場で働く人間の労務管理は委託側に行くはずですね、それと先ほど水道局でやろうとしている監視、この人の業務の内容がよく分からない、それを説明してもらいたい。それと受託者の働く労務管理の中には、水道部で定めている、例えば健康診断ですとかを書いておかないと、衛生的にちゃんと運転をしているかどうかということ、第三者が責任を持ってるということは、このリスク分担表に書き加えておくべきだと思います。以上です。

余湖会長

松井委員

ありがとうございます。そのほか何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

17から19まで、リスクということが3ヶ所も出てきますのでお話しをしたいんですが、資料-12で「リスク管理と危機管理」について事務局で定義を書かれています。リスク管理の内容が「不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性を事前に分担を明確化しておく。」となっておりますが、この意味、分かるでしょうか。資料-12でいうリスク管理というのは、不確実性のある事由によって損失が発生する可能性を低減させるための取り組みについて事前に分担を明確化しておく、ということ。危機管理は、いざ何か起こった時にどっちが何をどうするのかという分担を明確化しておくということだと思んですけども、ちょっとその低減させるための取り組みについて、という言葉は補った方が、分かり易いと思えます。それに対して資料-11に掲げて頂いた、リスク分担という、この言葉なんですけれども、この場合のリスクというのは経済的負担責任といわれている部分、最終的にコストをどう削るのかという話しだと思いますので、その危険性を低減させるための取り組み、たとえばチェックとか、保守点検とかに要する経済的負担をどっちが持つかという話しを分けて書いて頂きたい。両方ともリスクという言葉が出てくるとですね、その辺が混乱し易く、今後、資料を作る上で注意して頂ければと思います。

余湖会長

大変重要なお指摘ありがとうございます。カタカナの言葉というのは気をつけないと一人歩きますので、他にいかがでしょうか。

安藤委員

もう1つ伺いしてよろしいでしょうか。平成25年度から西部企業団に3人を派遣することになってますよね。当別ダムから水を利用することになった時に第三者に委託していた仕事量というのは、どのようになっていくのでしょうか。

余湖会長

企業団から水がきた時に、今やろうとしている第三者委託が切り替わりますね。浄水場が無くなりますから。その辺はどういうふうに切り替わっていくのか。

安藤委員

随分変わってくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのような見通しですか。

下野課長

今、委託をしようとしている中身ですが、補足資料-5をご覧ください。現在、市は

浄水場 8ヶ所、配水場が花川北、生振、八幡、高岡の 4ヶ所、全部で 12ヶ所、これを第三者委託をしようと検討していますが、ご指摘のとおり平成 25 年には浄水場が全部廃止になりますので、委託施設が 8ヶ所減るということになります。残るのは花川北・生振・八幡・高岡、この他に新港中央という配水場が出来ますので、5ヶ所の配水場を委託することになります。ですから浄水場で行っている水をきれいにし送り出すという業務がなくなり企業団からの用水を皆さんに供給するという内容に変わります。何れにしても監視業務は残りますが。

余湖会長 それと、今ハッキリしていませんが、厚田・浜益の簡易水道の問題がありますよね。
下野課長 簡易水道事業の第三者委託については、本委託が、確実にになった時に、改めて簡易水道について第三者委託の件を検討することになります。

余湖会長 旧石狩市の浄水場は無くなるんですけども、厚田と浜益の浄水場は残るわけです。
他にいかがでしょうか。

小笠原委員 見積りですから、あまり聞いてはいけないのかも知れませんが、資料 - 8 に最高と平均の縮減額が出ています。最低の見積りならどうなるのか。一番高い見積りというのは管理内容がどう評価されているのかが知りたいのですが。

眞柄委員 先ほど総合評価を採用し性能発注だという話ですが、民間業者から見積りを取っているので、額まではいいでしょうけれど、内容はそれぞれの民間の事業者の方の貴重なノウハウですし、それはたとえこの委員会であっても私は公開すべきではないと思いますよ。参考であっても。それは、ここはオープンですから、次の具体的な入札に入ったときにですね、他の業者を利することになりますので、私は辞めた方がいいと思います。ただ、額だけはおっしゃってもいいと思いますけれども、内容までは触れない方がいいと思います。総合評価をやる以上は。

余湖会長 総合評価方式、お分かりになりますか。簡単に説明して頂けますか。次のステップの話しですけども。

伊藤課長 入札方式の 1つですが、通常の入札ですと金額のみで、判断をしています。ただし今回のケースは、技術力・経歴等を最終的に判断をしなければならないということになっていて、企画提案をして頂き、その提案に基づいて評価をする、ということを考えています。

例えば、浄水場の運転管理に関する提案ですとか、個々の水質管理に関する事項ですとか、維持管理の方法、また危機管理の考えなど、そういった各々の提案内容を受託希望事業者から提出をして頂きます。それを選定委員会で評価をし、入札価格と併せて最終的に評価をする。それが総合評価一般競争入札ということになります。

余湖会長 簡単に申し上げると金額だけでなく技術力をポイント制にして反映させるという、やり方が最近多いのですが、そのポイントをどう設定するかがちょっと難しいですが。

他にいかがでしょうか。ちょっと意地の悪い質問かもしれませんが、1 番目の繰り入れについて、一般会計から 5~7 億円の繰り入れは確信している、との説明がありましたが、これは諸般の情勢を考えればかなり厳しいのかなとは思ってるんですけども、逆にこんなに繰り入れが出来て、西部側ということもありますが、コスト縮減額の桁がちょっと違うものですから、そういった意味では、こっちに年間 5 億~7 億入れておいてコスト縮減が数千万だということになると、ちょっとなんかアンバランスだという気はしました。見通しとしては、結構厳しい面もありますよね、断言はされていましたが。

眞柄委員 それさっき申し上げた 3 条・4 条の関係で、西部企業団の業務が関係している間は、数億の繰り入れがあるけれども、例えば平成 25 年度以降は 5 千万位になるわけでしょう、利息だけになるわけだから、それは建設事業をやっている時と、やっていない時の違いがあるんだということ、理解していかないといけないし、建設事業のある間は、これ位の借り入れ、繰り入れをしてもいいと国は言っている、というふうに理解をし整理をする必要がある。想像するに、平成 15 年に出資金が減っているのは一般会計が随分厳しかったので、この時だけは多分、何か工夫をされてゼロという数字になっているのだらうというのに分かります。

水道部長さんにお伺いするのですが、一般会計の繰り入れの見込みですが、議会の方で先ほど平成 19 年 3 月議会で認めて頂ける方向、との説明がありましたが、こういことに

関して石狩の市民の方はかなりご存知なのか、まあ何とかやってんなというふうにしておられる程度なのか、その辺の認識は水道部長さんとしてはどのように感じていますか。

鉾井部長

市の総合計画、その案件が議決要件なものですから12月議会に提案しており、この議決は来年3月の定例議会で予定されております。今の繰り入れの額の話についてはまだ議決要件ではありませんが、戦略計画という名称の下に、総合計画とセットでということが向こう10年間で位置付けられるかということは明確に謳われております。市民向けの説明の中でも今日、非常に財政状況が厳しい中であって、何を選択すべきかという点は市全般として公にしており、その中の水道に関しては最重点課題であるという認識で公表をしています。その裏打ちは5億、7億という一定の事業費が掛かろうとも、そういう方向性は市全体としては認識している。ただ、予算編成と長期計画とは全くイコールでは無い場合があることを想定する必要があります。市民感覚としては、市水道ビジョン策定の前に事業再評価もございましたし、それなりの市民向けの水道水源について、市民の認知といえますか、難しい話しではありますが、少なくとも今まで以上に水道水源の件については、市民理解が多少とも、この2・3年変わってきていると私は感じております。

余湖会長

どうもありがとうございます。いかがでしょうか。本格的な審議は、来年ということになります。今日の話でも結構、重要な指摘があったように思います。事務局にお願いしたいのは、市民に分かり易い資料の作成です。例えばコスト縮減にしてもそうですし、この委員会で議論をすることが市民に不安を与えるような結果になると逆効果ですので、その辺をよろしくお願いします。それでは、2番目の議題についてはこれで終了させていただきます。

その他事務局からお願い致します。

開発主査

今後の第三者委託についての審議概要についてですが、明年1月下旬から2月上旬の間に、本市の水道事業を取り巻く背景、あるいは水道会計の現状課題についての審議を願い、その後、第三者委託をしない場合とした場合のコスト縮減効果の審議を予定しておりますので、よろしくお願い致します。今回の署名委員は、石川委員と伊関委員になりますのでご承知おき願います。

余湖会長

どうもありがとうございました。そのほか何かご質問・ご意見ございますでしょうか。それでは、これで本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(終 了)

平成19年2月1日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会
会 長 余 湖 典 昭

議事録署名委員
石 川 国 弘

議事録署名委員
伊 関 史 子